

# 屋久島世界遺産地域 管理計画

(改定案 2023/5/18)

令和5年●月

環境省  
林野庁  
文化庁  
鹿児島県  
屋久島町

## 目 次

変更前	変更後（暫定版）
<p>1. はじめに</p> <p><u>2. 目的</u></p> <p>3. 遺産地域の概要</p> <p>(1) 位置等</p> <p>(2) 総説</p> <p>(3) 自然環境</p> <p>ア. 地形・地質</p> <p>イ. 気候</p> <p>ウ. 植物</p> <p>エ. 動物</p> <p>(4) 社会環境</p> <p>ア. 歴史</p> <p>イ. 利用状況</p> <p>ウ. 産業</p> <p>エ. 土地所有形態</p> <p><u>(5) 遺産地域内における保護制度等</u></p> <p>ア. 原生自然環境保全地域</p> <p>イ. 国立公園</p> <p>ウ. 森林生態系保護地域</p> <p>エ. 天然記念物</p> <p>オ. 鳥獣保護区</p> <p>カ. 保安林</p> <p>4. 管理の基本方針</p> <p>(1) 管理の目標</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(2) 管理の現状</p> <p>(3) 管理に当たって必要な視点</p> <p>ア. 生態系等の統合的な管理</p> <p>(ア) 生態系等の統合的な管理</p> <p>(イ) 生態系の順応的管理</p> <p>イ. 広域的、長期的な管理</p> <p>(ア) 広域的な視点による管理</p> <p>(イ) <u>地域・地球レベルでの調査研究・モニタリングフィールド</u> (5 (4) アに整理・統合)</p> <p>ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続可能な利用</p>	<p>1. はじめに</p> <p><u>2. 計画の基本的事項</u></p> <p><u>(1) 計画の目的</u></p> <p><u>(2) 計画の対象範囲</u></p> <p><u>(3) 計画の期間</u></p> <p>3. 遺産地域の概要</p> <p>(1) 位置等</p> <p>(2) 総説</p> <p>(3) 自然環境</p> <p>ア. 地形・地質</p> <p>イ. 気候</p> <p>ウ. 植物</p> <p>エ. 動物</p> <p>(4) 社会環境</p> <p>ア. 歴史</p> <p>イ. 利用状況</p> <p>ウ. 産業</p> <p>エ. 土地所有形態</p> <p><u>(5) 世界遺産としての顕著な普遍的価値及び保護担保措置</u></p> <p><u>1) 顕著な普遍的価値</u></p> <p><u>2) 保護制度等</u></p> <p>ア. 原生自然環境保全地域</p> <p>イ. 国立公園</p> <p>ウ. <u>保護林</u></p> <p>エ. 天然記念物</p> <p>オ. 鳥獣保護区</p> <p>カ. 保安林</p> <p><u>キ. 国内希少野生動植物種</u></p> <p><u>ク. 県指定希少野生動植物</u></p> <p>4. 管理の基本方針</p> <p>(1) 管理の目標</p> <p><u>1) 全体目標</u></p> <p><u>2) 地域区分別目標</u></p> <p>(2) 管理の現状</p> <p>(3) 管理に当たって必要な視点</p> <p>ア. 生態系等の統合的な管理</p> <p>(ア) 生態系等の統合的な管理</p> <p>(イ) 生態系の順応的管理</p> <p>イ. 広域的、長期的な管理</p> <p>(ア) 広域的な視点による管理</p> <p>(イ) <u>長期的な視点による管理</u></p> <p>ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続可能な利用</p>

エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理  
オ. 地域との連携・協働

## 5. 管理の方策

### (1) 生態系と自然景観の保全

ア. 基本的な考え方

イ. 生態系の保全

(ア) 植物

(イ) 動物

(新設)

ウ. 自然景観の保全

(ア) 高層湿原

(イ) ヤクスギの巨樹・巨木

エ. 外来種や病害虫等への対応

### (2) 自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

イ. 利用の適正化

ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針

(ア) 荒川登山道

(イ) 宮之浦岳登山道

(ウ) 宮之浦岳－縄文杉縦走路

(エ) 太忠岳登山道

(オ) 西部地域

エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理

オ. エコツーリズムの推進

### (3) 関係行政機関の体制 (6 (1) に移行)

### (4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動

ア. 基本的な考え方

イ. 調査研究・モニタリング

ウ. 巡視活動

### (5) 地域との連携・協働

(新設)

### (6) 環境教育、情報の発信と普及啓発

( (6) (7) に分割)

## 6. 計画の実施その他の事項

### (1) 計画の実施

### (2) 計画の見直し (2 (3) に移行)

### (3) 資金

エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理

オ. 地域や様々な主体との連携・協働

## 5. 管理の方策

### (1) 生態系と自然景観の保全

ア. 基本的な考え方

イ. 生態系の保全

(ア) 植物

(イ) 動物

(ウ) 西部地域の生態系

ウ. 自然景観の保全

(ア) 高層湿原

(イ) ヤクスギの巨樹・巨木

エ. 外来種や病害虫等への対応

### (2) 自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

イ. 利用の適正化

ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針

(ア) 荒川登山道

(イ) 宮之浦岳登山道

(ウ) 宮之浦岳－縄文杉縦走路

(エ) 太忠岳登山道

(オ) 西部地域

エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理

オ. エコツーリズムの推進

### (3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動

ア. 基本的な考え方

イ. 調査研究・モニタリング

ウ. 巡視活動

### (4) 地域との連携・協働

### (5) 民間企業等との連携・協働

### (6) 環境教育

### (7) 情報の発信と普及啓発

## 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項

### (1) 関係行政機関の体制

### (2) 科学的知見に基づく順応的管理及び地域との協働型管理の体制

### (3) 資金